

宮古市告示第 26 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により宮古都市計画下水道を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 6 日

宮古市長 山 本 正 徳



- 1 都市計画の種類（名称）
都市施設（下水道）
- 2 都市計画を変更した土地の区域
別紙図面のとおり
- 3 縦覧場所
宮古市役所都市整備部都市計画課

備考 「別紙図面」は省略し、都市計画の図書の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。

宮古都市計画下水道の変更（宮古市決定）

都市計画宮古公共下水道「4 その他の施設」に築地雨水ポンプ場を次のように追加する。

4 その他の施設

内 訳	位 置	備 考
築地雨水ポンプ場	宮古市新川町地内	約 1, 0 6 0 m ²

「区域は計画図表示のとおり」

理由

本計画変更は、浸水被害の著しい旧山口川周辺の西町から新川町にかけての市街地を対象にした雨水ポンプ場を追加するものである。